

第百五十一回国  
会  
参議院農林水産委員会會議録第七号

平成十三年三月二十九日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動  
三月二十七日  
辞任  
風間 昶君  
三月二十八日  
辞任  
和田 洋子君  
浜四津敏子君

補欠選任  
三月二十八日  
補欠選任  
岡崎トミ子君  
風間 昶君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事  
委員

委員

委員

衆議院議員

農林水産委員長  
堀込 征雄君

第八部

農林水産委員会會議録第七号 平成十三年三月二十九日【参議院】

国務大臣  
農林水産大臣 谷津 義男君

大臣政務官  
農林水産大臣政務官 国井 正幸君

事務局側  
常任委員会専門員 山田 榮司君

本日の會議に付した案件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産に関する調査(野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議の件)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
昨二十八日、和田洋子さんが委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子さんが選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴取いたします。堀込征雄君。

○衆議院議員(堀込征雄君) ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

乳業施設資金融通制度は、酪農及び乳業の健全な発展に資するため、乳業を営む者に対し、農林漁業金融公庫から、その乳業施設の改良、造成等

に必要な資金を融通することを目的として昭和三十六年に創設されました。

以来、本制度による貸付実績は、平成十一年度までに四百二十三件、約六百一億円に上り、中小乳業を中心とした乳業の近代化及びこれを通じた酪農の健全な発展に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、我が国酪農・乳業の安定的発展を図っていくためには、牛乳及び乳製品の製造販売コストの低減を強力に推進し、我が国乳業の国際競争力の強化を図ることが重要な課題となっております。

また、先般の加工乳等に起因する食中毒事故の発生を契機として、牛乳及び乳製品に対する信頼の回復が強く要請されており、牛乳及び乳製品について、流通も含めた施設の近代化が喫緊の課題となっております。

本案は、こうした課題にこたえるため、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本資金に係る臨時措置をさらに平成十八年三月三十一日まで五年間延長するとともに、本臨時措置の対象として、牛乳または乳製品の流通に必要な施設を加えるようとするものであります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷津農林水産大臣。

○国務大臣(谷津義男君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営を確保するために、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、意欲ある担い手が、経営環境の変化に適切につづ、農業経営の改善を積極的に推進することができるよう、個々の経営の実情に応じた融資対策を進めていくことが必要であります。

また、財投改革に伴い、農林漁業金融公庫については、他の公庫と同様に、債券の発行により市場から資金を調達することや、経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信頼を得ていくことが求められております。

政府といたしましては、このような課題に対処して、意欲ある担い手に対して経営の実情に応じ

た資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫資金制度の見直しを行うとともに、これにあわせて、財政改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出することとし、次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫資金制度の見直しであります。

農林漁業の規模拡大に際して、土地改良、農地取得などの前向き投資に加え、既往負債の償還負担の軽減を図ることのできる資金を創設することとしております。

また、自作農だけでなく、借地型経営や施設型経営を含めて、既往負債の償還負担の軽減を含めて農林漁業の維持安定のための資金を融通することのできる資金を創設することとしております。

なお、これに伴い、自作農維持資金融通法を廃止することとしております。

第二に、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化であります。

公庫が市場から資金を自己調達することを可能とするため、農林漁業金融公庫債券を発行することとすることとともに、政府が農林漁業金融公庫債券に係る債務を保証することができるとしてあります。

このほか、公庫が短期借り入れを行うことができることとしてあります。

第三に、農林漁業金融公庫の自律性の向上を図るための措置であります。

公庫が経済環境の変化に主体的かつ機動的に対応することにより市場の信認を得ることが可能となるよう、従たる事務所の設置に係る主務大臣認可の廃止など、公庫に係る諸規制の見直しを行うこととしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。  
○委員長(太田豊秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(太田豊秋君) 次に、農林水産に関する調査を議題といたします。

この際、便宜から、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議案を提出いたします。

野菜等に係る一般セーフガード暫定措置の発動に関する決議(案)

最近における農林水産物の輸入の急増と国内価格の下落は、我が国農林漁業経営に深刻かつ重大な損害を及ぼし、安全で良質な国産品の安定供給を求める消費者の視点からも重大な問題となっている。

このような事態は、食料・農業・農村基本法において、食料自給率の向上が明確に位置付けられ、国内の農業生産の増大を図ることが基本とされている中であつてゆるがせにできない。

特に、ねぎ、生しいたけ及び量表の三品目について、現在、一般セーフガードの発動に向けた政府調査が行われているが、今年に入っても一層厳しい状況下に置かれており、先般公表された実態調査結果から、そのことが裏付けられたものと認識すべきである。

このような事態を打開するための政府による緊急の対応がなければ、生産体制そのものの崩壊を招きかねない状況に立ち至っている。

よって、政府は、このような状況を十分参酌し、ねぎ、生しいたけ及び量表の三品目について、WTO協定に基づく一般セーフガード暫定措置を速やかに発動すべきである。

右決議する。

以上であります。  
本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認めます。

ただいまの決議に対し、谷津農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(谷津義男君) ただいまの御決議につきまして、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をしてまいります。

○委員長(太田豊秋君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(案)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

酪農に関する事項を含む市町村計画が作成された市町村の区域を「集約酪農地域等の区域」に改め、「含む」の下に「又は牛乳若しくは乳製品の流通に必要な施設(主として集約酪農地域等の区域内において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設(集約酪農地域等の区域外において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設であつて、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が集約酪農地域等の区域内において生産される生乳であるものを含む)において処理された牛乳又は製造された乳製品を取り扱うものに限る)の改良、造成若しくは取得をする場合」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

第四條第一項を次のように改める。

公庫の資本金は、政府の出資金三千四百六十億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第十条第一号の規定により同法第十一号第一項第一号に掲げる非補助小団体等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

第六條中又はこれに類する名称を削る。

第十一條第二項中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同条第三項中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改める。

第十二條中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(役員)の解任

第十二條の二 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

4 総裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、公庫の副総裁又は理事が第二

項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

第十三條中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十七條の二を次のように改める。

(役員)の給与及び退職手当の支給の基準

第十七條の二 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十八條第一項第八号中「資金」の下に「当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。」を加え、同条第二項中「第二号」を「第一号の七」に、「第五号の二」を「第一号の七、第五号の二」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、第一項に規定する業務のほか、第三十一條の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

第十八條第五項を削る。

第十八條の二第一項中「第一條第三項」を「第一條第二項」に改める。

第十八條の三第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

第十九條第一項中、「主務大臣の認可を受け」を削り、「その他の」の下に「主務省令で定める」を加え、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に改める。

第二十条第一項中「定め、主務大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十一條中「主務大臣に提出してその」を「並びに当該四半期における第二十四條第四項の規定による短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改める。

第二十四條第一項中「借入」を「借入れ」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外」を「ほか」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する農林漁業金融公庫債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一條の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金金をすることが出来る。

5 前項の規定による短期借入金金は、当該短期借入金金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十四條の次に次の二条を加える。

(債券の発行)

第二十四條の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫

の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條(杜債管理会社)の権限及び義務の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十四條の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ。)に係る債務について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第二十五條第一項に次の一号を加える。

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十五條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余剰金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第二十九條第一項中「主務大臣が」の下に「この法律の定めるところに従い」を加え、同条第二項中「又は融通法」を削り、「認める」ときは「下に」、公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき」を加える。

## 四

は「を」第十二条の二第二項第一号中「又はこの

法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又は「これらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項を第三十五條第三号中「第十八條の三まで及び」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十一條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「同法第三十二條第二項」を「同項」に、「自作農維持資金融通法を「融通法」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第十二條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第二項第一号中、「産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)」を「若しくは産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）」に改める。

第十九條第三項中「産業労働者住宅資金融通法を「融通法」に改め、「及び自作農維持資金融通法第二條に規定する資金の貸付けの業務」を削る。

第三十二條第二項中、「産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法」を「及び融通法」に改める。

(水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第十三條 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、第三項中「第二十九條第二項、第三

十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又は「これらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第十四條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項」に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」に、「同号中」又は「この法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又は「これらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に改める。

(特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第十五條 特定農産加工工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、同法第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」第十二條の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若

しくは特定農産加工工業経営改善臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第十六條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、同法第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十五條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第十七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、同法第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十五條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第十八條 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

る臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、同法第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十五條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

臨時措置法又は「これらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正)

第十九條 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、同法第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十五條第三号」を「第十二條の二第二項第一号、第二十九條第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。



第八部

農林水産委員会会議録第七号

平成十三年三月二十九日

【参議院】

平成十三年四月九日印刷

平成十三年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E